



雪の季節、到来

『市民・行政・業者』の共同作業であなたも

いよいよ雪の季節となりました。北国で暮らす私たちにとって、雪は生活の一部であり、避けて通ることはできません。市では、市民の皆さんのが安全・安心で快適な生活を送ることができるよう、サイドシャッター装置付除雪車導入や追従除雪などの雪対策を進めてきました。

これまでの豪雪の経験や皆さんの意見・要望等を踏まえ、除雪作業の改善を図っていきますが、雪国生活をより快適に過ごすためには、行政だけでなく実際に除雪作業を行う委託業者、そして何より市民一人一人の協力が必要です。「市民・行政・業者」の共同作業で、お互いが「力を合わせる」ことで効率的な除雪作業をし、厳しい冬を乗り切りましょう。皆さんのご協力をお願いします。

平成 28 年度 除雪計画

- 一般除雪（作業時間帯：午前 1 時～6 時）
 - 出動基準…午前 0 時の降雪量が、10cm 以上に達した時
 - ※安全で円滑な車両走行の支障となる路面状況が発生した場合など。
 - 除雪延長…約 1,000km
- 歩道除雪（作業時間帯：午前 5 時～7 時）
 - 実施基準…降雪量が 10cm 以上に達した時
 - 総延長…通学路を主体に約 120km
- 交差点排雪 交差点や横断歩道の雪山の除去など、歩行者が安全で安心して歩ける歩行空間の確保。
- 小路排雪 パトロール体制を充実し、積雪や路面状況を把握して適期に排雪を実施。
- 拡幅除雪・運搬排雪 路肩などの雪山によって、道路が狭くなり、車や歩行者の通行および安全性に支障を来す目安となる積雪深や累計降雪量となった場合は、ロータリー除雪車などで実施。
- スリップ対策 本町坂、辻坂、加藤坂などの市道 15 カ所と、県道 3 カ所の坂道に、ロードヒーティングを整備。また、そのほかの坂道、カーブおよび主要交差点には、朝夕に凍結抑制剤を散布。

本年度の主な取り組み

【サイドシャッター装置付除雪車】

間口除雪の軽減を目的として、サイドシャッターを装備した除雪車両による作業を、昨年度実施した和徳学区など 9 地区のほか、城東地区へも導入します（予定延長：約 48km）。



【追従除雪】

早朝に行うドーザーなどによる一般除雪にロータリー除雪車を追従させ、道路幅員を確保します。

実施路線はボトルネック個所（交通量が多く道路幅員が狭小な路線）や雪置き場までのアクセス道路および通学路などから選定します。追従除雪の頻度は降雪状況に応じて、一般除雪 3～4 回に 1 回程度行います（予定延長：約 620km）。

【町会雪置き場事業】

市では、住宅地に空き地を所有している人の協力により、地域の雪置き場として町会に無償貸し付けした場合（管理は町会で）に、固定資産税などの 3 分の 1 以内を減免します。

【地域除雪活動支援事業】

近年多くみられる個人所有の各種小型除雪機械や融雪槽などを利活用し、町会などが一般除雪によって幅員の狭くなった生活道路の拡幅や排雪を行うことに対

し、市が燃料費などを助成します。

■問い合わせ先 道路維持課（☎ 32・8555）

【融雪施設整備および実証研究】

○散水等融雪施設整備箇所…さまざまなエネルギーを利用した融雪施設の整備を実施しています。

①土手町俵町線（一大地区）=地下水循環型融雪

②弘前駅前北地区（土地区画整理事業地内）=地下水を利用した散水融雪施設整備および地下水熱を利用した無散水融雪施設整備

○実証研究箇所…さまざまなエネルギーを利用した融雪技術の実証研究を実施しています。

①下水熱利用融雪…市役所本庁舎東側の歩道

※融雪施設については、外気温や降雪状況により、十分な融雪効果が得られないことがありますので、通行に際しては路面状況に十分注意して下さい。

■問い合わせ先 スマートシティ推進室（☎ 40・7109）／弘前駅前北地区について…区画整理課（☎ 34・3233）

その他の取り組み

【小型除雪機の貸し出し】

生活道路の除雪作業や高齢者世帯の間口の寄せ雪処理などを行う目的で、小型除雪機を町会に貸し出しています（平成 28 年度貸出町会数：65 町会）。

【町会等除雪報償金】

市が除雪作業を行う路線以外の生活道路の除雪を個人の除雪機械などを使用して行う町会に対して、報償金を支給します（実施延長 1m当たり 1 シーズン：200 円）。

■問い合わせ先 道路維持課（☎ 32・8555）

【消流雪溝の今後の計画】

消流雪溝の整備については、水源・水路こう配・流末の条件が整う地区の整備を進めており、現在、平成 23 年度から平成 29 年度までの第 2 次面的整備Ⅲ期計画の中で、時敏地区・朝陽地区の各一部を整備する予定です。

◆お願い…除雪車が通った後は、どうしても玄関前に雪が残ります。片付けは各家庭でお願いします。

■除雪に関する問い合わせ先

○市道…道路維持課（☎ 32・8555）／○県道…中

南地域県民局地域整備部道路施設課（☎ 32・0800）

／○国道 7 号…国土交通省弘前国道維持出張所（☎ 28・1315）

【ホームページで雪に関する情報を提供】

市ホームページ（<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/josetsu/>）では雪に関する以下の情報を提供しています。

除雪についてのお願い／雪置き場情報／消流雪溝の利用方法／融雪装置設置資金貸付制度／雪対策総合プラン／融雪等推進基本計画／弘前市除雪計画／除雪担当業者／降・積雪と除雪経費／除雪要望等の件数

効率的な除雪作業にご協力を

通勤・通学時間帯に交通渋滞を起こさないよう、通常行う一般除雪は深夜から早朝にかけての作業となります。騒音や振動などで、ご迷惑をお掛けします。



また、除雪作業を円滑に進め、作業中の事故を未然に防止するため、次のことについて、ご協力をお願いします。

○路上駐車はしない…1 台でも駐車車両があると、除雪作業がストップし、その地域の除雪が後回しになります。

○除雪した道路に雪を出さない…交通の妨げや、交通事故の原因になりますので、マナーを守ってください。

○屋根雪を道路などへ落とさない…交通を遮断するだけでなく、人命に関わることがありますので、危険な場所については、屋根雪の落下防止の措置を講じたり、雪下ろしをすると、十分注意してください。

○歩道と車道の段差に架けてある鉄板などを除去する

○用水路・排水路に雪を捨てない

○除雪車が作業中のときは近寄らない

※市内の雪置き場に関する情報は、広報ひろさき 11 月 15 日号「保存版 平成 28 年度雪処理の手引き」または、市ホームページをご覧ください。

屋根の雪下ろし用 命綱などを 貸し出します



屋根の雪下ろし中の事故を未然に防ぐため、命綱などを貸し出します。貸出数には限りがありますので、事前にお問い合わせください。

▽貸出期間 2 月 28 日まで

※年末年始も貸し出します。

※雪の状況次第では、貸出期間を延長します。

※一式当たりの貸出期限は、貸出日から原則 5 日間とします。

▽貸出用品 命綱、安全帯およびヘルメット一式

▽貸出場所 弘前消防署（本町、☎ 32・5199）／東消防署（城東中央 5 丁目、☎ 27・1151）／西北分署（小友字神原、☎ 93・3310）／西分署（鳥井野字宮本、☎ 82・3311）

※受付時間は、いずれも午前 8 時半～午後 5 時。

問市民協働政策課（☎ 35・1664）